

## 検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。  
このたび、「保医発0131第3号」により、下記の検査項目におきまして、検査実施料の適用が行われましたのでご案内致します。  
お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

適用日

平成30年2月1日より適用

新規収載項目

- 総カルニチン
- 遊離カルニチン

・・・受託中

※ 詳細につきましては、裏面をご参照ください。



保健科学研究所	〒240-0005 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町106	TEL.045-333-1661
保健科学東日本	〒365-8585 埼玉県鴻巣市天神3-673	TEL.048-543-4000
保健科学西日本	〒612-8486 京都府京都市伏見区羽束師古川町328	TEL.075-933-6060
保健科学東京	〒160-0001 東京都新宿区片町3-3	TEL.03-3357-3611
保健科学新潟	〒950-0054 新潟県新潟市東区秋葉1-6-31	TEL.025-275-0161

● 新規収載項目

適用日:平成 30 年 2 月 1 日

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
総 カルニチン	95 点	生化学的検査(Ⅰ) (判断料:144 点)	「D007」 血液化学検査 の 24	<p>ㄱ 遊離カルニチン及び総カルニチンは、区分番号「D007」血液化学検査の「24」LDアイソザイム1型の所定点数に準じて算定する。</p> <p>ㄴ 本検査は、酵素サイクリング法により測定した場合に算定する。</p> <p>ㄷ 本検査を先天性代謝異常症の診断補助又は経過観察のために実施する場合は、月に1回を限度として算定する。</p> <p>ㄹ 静脈栄養管理若しくは経腸栄養管理を長期に受けている筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症若しくは小児の患者、人工乳若しくは特殊治療用ミルクを使用している小児患者、バルプロ酸ナトリウム製剤投与中の患者、Fanconi症候群の患者又は慢性維持透析の患者におけるカルニチン欠乏症の診断補助若しくは経過観察のために、本検査を実施する場合は、6月に1回を限度として算定する。</p> <p>ㅁ 同一検体について、本検査と区分番号「D010」特殊分析の「8」先天性代謝異常症検査を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>ㅂ 本検査の実施に当たっては、関係学会の定める診療に関する指針を遵守すること。</p>
遊離カルニチン	95 点			

※下線部が「保医発 0131 第 3 号」により改正された内容になります。

※ カルニチン分画(項目コード 5701)にて受託しております。

当該項目につきましては、総カルニチンと遊離カルニチンを同時に測定する形式にて受託しております。

結果報告に関しましては、総カルニチン、遊離カルニチン並びにアシルカルニチンをご報告申し上げます。

なお、総カルニチン単独、遊離カルニチン単独での受託はしておりません。